



“Win Win World”

アントレプレナー

「領収書控えの保存方法を意識していますか？」

お客様の書類を拝見したときのことで。そのお客様は文具店などで市販されている2枚複写式の領収書綴りをご利用でした。1枚目が綴りに残るカーボン紙で2枚目が売上先に交付するようになっているもので、50枚組のごく一般的なものです。生真面目なこの社長、書き損じた領収書の書き間違いを人（つまり私たち）に見られたくないとの思いから2枚とも破棄していました。気持ちはよく解かりますが、これでは「領収書を発行しなかった」ことが証明できません。ではどうすればよかったですでしょうか？「書き損じた領収書はそのまま2枚とも綴りに残す」のが正解です。切り離した場合はホチキスで綴じればよいでしょう。この点は税務調査でも厳しくチェックされますし、経営管理上、レジ等の管理に従業員に任せるときの牽制にもなります。

このルール、領収書だけでなく請求書や発注書などでも同様です。

税制改正

「緊急経済対策」

先日6月19日に緊急経済対策として税制改正法案が成立しました。改正内容は下記3項目です。

- ①住宅取得のための金銭贈与について500万円の贈与税の非課税枠を創設
- ②法人の交際費の定額控除限度額を400万円から600万円に引き上げ
- ③試験研究費の税額控除の拡充

（税額控除限度額を20%から30%に引き上げ、控除限度額を超える部分は平成24年度まで控除が可能）

これで、同一年度で2度目の税制改正となりました。私が実務に携わってからこのような大規模な税制改正が連続して行われたことはなかったので、このことも100年に1度の経済危機を象徴する出来事だと痛感します。

事務所アクセス

横浜事務所

〒221-0056

神奈川県横浜市神奈川区金港町6番3

横浜金港町ビル3階

TEL: 045-442-0851 FAX: 045-453-2851



銀座事務所

〒104-0061

東京都中央区銀座6-2-1

ダヴィンチ銀座ビル2階 That's office 内

TEL: 03-3573-0070 FAX: 03-3572-2480

